

介護保険 第一号被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は**保険料が減免**となります。

【保険料減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った第一号被保険者
⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の
収入減少が見込まれる第一号被保険者
⇒ **保険料の全部又は一部を減額**

保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて
10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下で
あること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A×B/C) に減免割合 (D)**
をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

- A: 第一号被保険者の保険料額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見
込まれる収入にかかる前年の所得額
C: 世帯の主たる生計維持者の前年の合
計所得金額

前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 210万円以下の場合 : 全部(10分の10)
210万円を超える場合 : 10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の
全部を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、
まずは吉田町福祉課介護保険部門にお問い合わせ下さい。

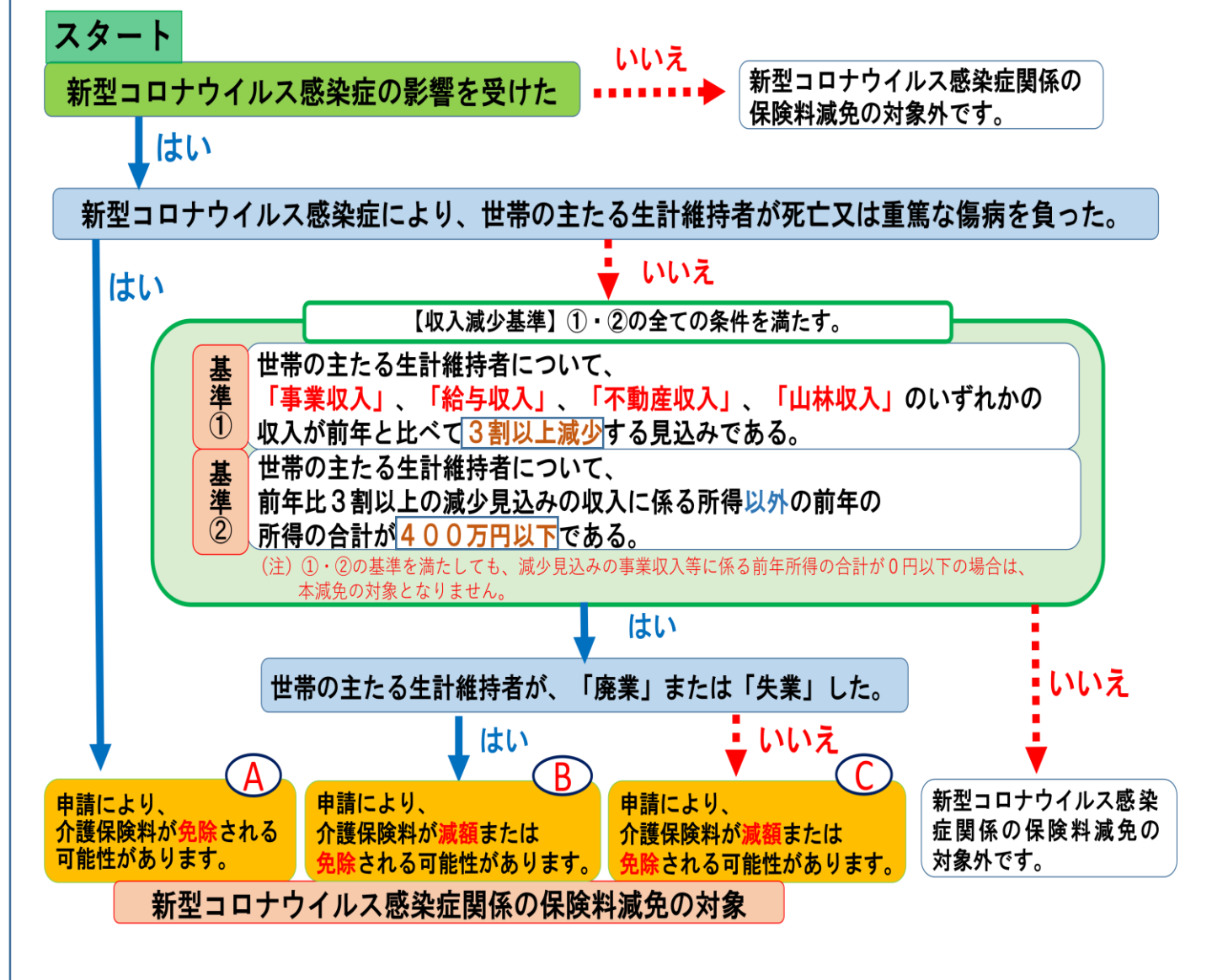
吉田町福祉課介護保険部門

電話：0548-33-2106 メールアドレス：fukushi@town.yoshida.shizuoka.jp

ホームページアドレス：<https://www.town.yoshida.shizuoka.jp>



新型コロナウイルス感染症介護保険料減免判定フロー



必要書類

- 介護保険料減免申請書
 - 事業収入等申告書
 - 申請者の本人確認書類（免許証、保険証等）
 - 申請事由や収入源を証明できるもの
- } 窓口又はホームページからダウンロード可能です
- 世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った方
- ・医師の診断書の写し等
- 世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる方
- ・事業収入等に係る収入台帳
 - ・確定申告書
 - ・給与明細書、源泉徴収票
 - ・廃業届、離職票、失業証明書（退職・廃業の場合）